

# 令和5年度 県北林業の将来を見据えた課題分析調査委託業務 仕様書

## 1. 業務目的

宮崎県北（東臼杵・西臼杵）の森林面積は、宮崎県全体の47%を占めており、中でも東臼杵地域は本県民有林面積の48%を占めるなど、県内最大の林業地帯となっている。

そのような中、林業の成長産業化を実現するためには、木材流通のサプライチェーンの構築や伐採後の再造林を促し、森林資源が循環利用出来る仕組みを確立し諸課題の解消に向け、各市町村および県北全体で林業の目指すべき姿を明確化することが必要となる。

また、脱炭素社会の実現や企業・団体等のSDGs達成に向けても、J-クレジット制度の導入をはじめ、持続可能な森林経営の取組を推進することは不可欠な状況となっている。

については、県北林業の現状を整理し、川上から川下まで（林業→木材加工業・流通業→消費者）の木材関連企業や自治体等が意見交換を行い、将来を見据えた課題の洗い出しを行った上で、どのような機能を集積させるべきなのかという点を明確化するとともに、圏域内における木材の高付加価値を図ることにより、県北林業の取引先の拡大や収入増を図るなど、地域の特徴を踏まえ、これからの県北林業におけるサプライチェーンの在り方を具体的にすることを目的とする。

## 2. 業務内容

データ収集整理、企業ヒアリング、課題抽出と解決の方向性の取りまとめ及び県北9市町村の林務担当職員によるワーキンググループ会議の運営支援等、次に掲げる事項について、各地区及び県北林業全体の課題と目指すべき姿を洗い出すだけでなく、どのような機能を集積させるべきなのかという点を明確化させるとともに、サプライチェーンの在り方についてまとめること。

### (1) データ収集整理

- ① 宮崎県北部地域の森林資源に関する基礎データ
  - ・森林面積（人工林・天然林・林齢構成）
  - ・森林資源量（人工林・天然林・林齢構成）
  - ・過去5年の伐採面積・再造林面積
- ② 宮崎県北部地域の森林組合・製材所等の関連施設に関する基礎データ
  - ・西臼杵・延岡・耳川広域森林組合の業務内容
  - ・県森連市場（日向・耳川）の原木取扱量および価格の推移
  - ・延岡地区森林組合市場の原木取扱量および価格の推移
  - ・宮崎木材市場の原木取扱量および価格の推移
  - ・製材所の所在及び製品の内容
  - ・木質バイオマス用チップの生産量
- ③ 素材・木材製品に関する基礎データおよび課題の整理
  - ・素材生産事業者の生産能力

- ・ 輸出材の実績
- ・ 製材所の生産能力
- ④ 宮崎県北部地域における流通形態および品目と取扱量の整理
  - ・ 製材所の製品の内容、主な出荷先および出荷量
  - ・ 木質バイオマス用チップの主な出荷先および出荷量
- ⑤ 林業担い手の推移と確保対策に関する課題
- ⑥ J-クレジットの取組実績
- ⑦ 全国の事例収集および補助制度等の整理

(2) 関係企業・団体へのヒアリング

(1)のデータをもとに関係企業・団体にヒアリングを行い、現状および課題の整理を行うこと。

※ヒアリングを行う企業等は委託者と協議の上決定すること。

(3) 課題抽出と解決の方向性の取りまとめ

(1)(2)で得られた情報をもとに、以下のテーマについて、宮崎県北林業全体の目指すべき姿を設定した上で、課題を抽出し、解決の方向性を取りまとめること。

①全般

- ・ 今後の県北林業（森林整備・木材生産）のあり方
- ・ 県北地域一体で取り組む内容の抽出
- ・ 県北地域一体での取組体制
- ・ 森林整備・木材生産のあり方

②再造林対策

- ・ 森林管理体制の構築方法
- ・ 苗木の育成・確保体制
- ・ 獣害対策の在り方
- ・ 森林整備支援策の方向

③サプライチェーンの構築

- ・ 木材サプライチェーンの在り方
- ・ 県北木材のセールスポイント（木材の特徴など）
- ・ 県北林業の取引先拡大や収入増を図るための方法

④担い手の育成、確保

- ・ 森林情報の共有・活用の在り方
- ・ 担い手育成の在り方

⑤J-クレジットの創出

- ・ 森林の公益的機能発揮に向けた取り組み方針

・Jクレジットの活用方針

- (4) ワーキンググループ会議及び宮崎県北林業のあり方検討委員会の運営支援  
県北市町村の林務担当職員で組織するワーキンググループ会議と林業について知見を有する者、民間企業、地元関係者および川上から川下までの木材関連企業を委員とする委員会をそれぞれ開催し、(1)(2)(3)の内容を協議する。  
このワーキンググループ会議および宮崎県北林業のあり方検討委員会の運営を支援すること

### 3. 成果品

本業務の成果をとりまとめ、以下の成果品を提出すること。成果品の提供方法など、詳細は委託者の指示に従うこと。なお、電子データは、Microsoft Word、またはExcel形式で編集可能なファイルとすること。

- (1) 報告書（A4製本版）10部
  - (2) 報告書の電子媒体（CD-R）2部
- ※その他必要に応じて資料を提出すること。

### 4. その他

- (1) 受託業者は、本業務にて知り得た個人情報について、他に漏洩することなく適切に処理しなくてはならない。
- (2) 受託業者は、本業務において、市より貸与される資料及び受託業者が収集した資料について、その重要性を認識し、良識のある判断に基づき破損、紛失、盗難等の事故のないように適切に取り扱うこと。
- (3) 受託業者は、受託業務を円滑かつ適正に進めるため、必要に応じて委託者との打合せや協議を行うこと。
- (4) 受託業者は、本業務を一括して再委託しないこと。
- (5) 業務における成果品及びデータ等を含む製作物の著作権は、委託者が持つものとし、委託者が自由に加工、複写、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義を生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けるものとする。